

## 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 改正の概要案

現行	改正内容案
<p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、普通財産の無償貸付け又は減額貸付け（適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることをいう。以下同じ。）をすることができる。</p> <p>（1）公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>（2）地震、火災、水害等の災害により、当該普通財産の通常の使用ができない状況にあるとき。</p>	<p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、普通財産の無償貸付け又は減額貸付け（適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることをいう。以下同じ。）をすることができる。</p> <p>（1）公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p><u>（2）公共団体等以外の者において公益事業（市民の福祉の増進を図るため特に必要と認めるものに限る。）の用に供するとき。</u></p> <p><u>（3）地震、火災、水害等の災害により、当該普通財産の通常の使用ができない状況にあるとき。</u></p>

※改正内容案につきましては調整中です。